平成２５年（フ）第７１号
佐賀県唐津市北波多岸山571番地３
債務者　松本　健洋
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田坂　　茜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１１９３号
京都府宇治市宇治妙楽50番地　アイネ301号
債務者　嶋村　忠史
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　瑞希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
愛知県豊田市柿本町７丁目26番地１　サニーハイツＢ―101号、前住所愛知県豊田市柿本町２丁目７番地２　オーケーズ豊田西102号
債務者　和田恵美こと　金　　恵淑
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　聖志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月21日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
長崎県南島原市深江町乙1952番地
債務者　末吉　絹子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
岐阜県大垣市中川町２丁目123番地　セジュール中川102号室
債務者　白金　洋美
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　智也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第３７２号
愛知県知立市西中町祐古山73番地１
債務者　永田　桂三
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　　守
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３７３号
愛知県知立市西中町祐古山73番地１
債務者　永田　昌子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　　守
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３７０号
岐阜市下川手39番地４、前住所宮崎県宮崎市清水１丁目３番５号　サンクウット71―203号室
債務者　水野　善博
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤玲央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月７日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１９２号
三重県いなべ市北勢町南中津原1357番地、住民票上の住所三重県桑名市大字小貝須779番地10
債務者　水越　勝巳
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾西　孝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５７９号
札幌市中央区南５条西22丁目１番18―402号、申立時の住所札幌市東区東苗穂１条３丁目２番11号
債務者　原田　裕広
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４４４号
札幌市南区澄川５条６丁目12番36―204号
債務者　金濱小百合
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５８１号
札幌市東区北33条東３丁目２番２号　コーポ333Ａ101号
債務者　大芦　秀敏
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７６３号
札幌市中央区南９条西14丁目２番33―111号
債務者　奥田　　茂
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７７６号
札幌市北区北32条西２丁目３番５号　シティシャトー203号
債務者　碇　　俊博
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７８０号
札幌市西区八軒４条西４丁目１番２号　サンフラワー101号
債務者　和田　敏明
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７９１号
北海道江別市一番町13番地の３　オレンジハウスＣ―201
債務者　久保田あずさ（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部